

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 7 8 号

平成 28 年 3 月 29 日

火 曜 日

目 次

規 則

- 四日市港管理組合行政不服審査会規則 (総務課) 2
- 四日市港管理組合行政不服審査法施行細則 (総務課) 3
- 四日市港管理組合職員の退職管理に関する規則 (総務課) 4
- 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (総務課) 10
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 25
- 四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則 (振興課) 25

規 則

四日市港管理組合行政不服審査会規則をここに公布します。

平成 28 年 3 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 1 号

四日市港管理組合行政不服審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市港管理組合行政不服審査会条例（平成 27 年四日市港管理組合条例第 9 号）第 7 条の規定に基づき、四日市港管理組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、会長及び 1 人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第 3 条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合行政不服審査法施行細則をここに公布します。

平成 28 年 3 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 2 号

四日市港管理組合行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）及び行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号。以下「令」という。）並びに審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例（平成 27 年四日市港管理組合条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免の求め)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、条例第 2 条各号に規定する写しの交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面並びに条例第 4 条第 2 項に規定する証明書を提出しなければならない。

(送付による交付)

第 3 条 令第 14 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項に規定する送付に要する費用は、郵便切手により納付するものとする。

2 前項の規定は、法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付

について準用する。この場合において「令第 14 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項」とあるのは、「令第 23 条において読み替えて準用する令第 14 条第 1 項」とする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合職員の退職管理に関する規則をここに公布します。

平成 28 年 3 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 3 号

四日市港管理組合職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号まで並びに四日市港管理組合職員の退職管理に関する条例（平成 28 年四日市港管理組合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 38 条の 2 第 1 項の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、1 の営利企業等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下この条において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、1 の営利企業等及びその子法人又は 1 の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第 4 条 法第 38 条の 2 第 2 項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社
- (4) 国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等

(退職手当通算予定職員)

第 5 条 法第 38 条の 2 第 3 項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に四日市港管理組合職員退職手当条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 11 号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第 6 条 法第 38 条の 2 第 4 項の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる組織におけるそれぞれ同表の右欄に定める職とする。

組織	職
管理者の事務部局	会計管理者、理事
議会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 7 条 法第 38 条の 2 第 4 項の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 8 条 法第 38 条の 2 第 5 項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第 9 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 1 号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を

有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第 4 条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第 10 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 2 号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思量するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求めることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第 11 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として管理者が別に定めるものを受け契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第 12 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。

)を得ようとする再就職者は、管理者が別に定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前 5 年間(再就職者が内部組織の長等の職又は第 14 条に定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の対象と

なる職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

（部長又は課長に相当する職）

第 13 条 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、職員の管理職手当に関する規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 11 号）別表第 1 に定める職（内部組織の長等の職を除く。）とする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 14 条 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第 15 条 法第 60 条第 4 号の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 2 条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第 16 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第 6 条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 17 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 7 条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 18 条 法第 60 条第 6 号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 8 条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第 19 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第 13 条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 20 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 14 条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第 21 条 条例第 3 条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第 15 条に定める職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第 22 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合
- (3) その他管理者が別に定める場合
(任命権者への再就職の届出)

第 23 条 条例第 3 条の規定による届出をしようとする者は、管理者が別に定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第 3 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成 28 年 3 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 4 号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第 1 条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和 41 年四日市港管理組合規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「不服の申立て」を「審査請求」に改める。

(四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部改正)

第 2 条 四日市港管理組合情報公開条例施行規則(平成 14 年四日市港管理組合規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 1 号様式中「四日市港管理組合管理者 様」を「四日市港管理組合管理者 宛て」に改める。

第 2 号様式及び第 3 号様式中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「第 20 条第 2 項」を「第 20 条第 3 項」に改める。

第 4 号様式から第 6 号様式までの様式中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第 10 号様式中「四日市港管理組合管理者 様」を「四日市港管理組合管理者 宛て」に改める。

第 11 号様式中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第 12 号様式及び第 13 号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第 14 号様式中「あて」を「宛て」に改める。

(四日市港管理組合情報公開審査会規則の一部改正)

第 3 条 四日市港管理組合情報公開審査会規則(平成 14 年四日市港管理組合規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立て」

を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 4 条第 1 項中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加える。

第 5 条第 1 項第 1 号中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「並びに諮問庁の考え方及びその理由を記載した理由説明書（第 1 号様式。以下「理由説明書」という。）」を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号に規定する理由説明書の写しを不服申立人に送付し、理由説明書に対する」を「審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に対し、」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「不服申立人、参加人又は諮問庁」を「審査請求人等」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（審査会への提出書類の閲覧等）

第 6 条 条例第 35 条第 1 項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めようとする者は、提出資料閲覧等請求書（第 1 号様式）を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により提出資料閲覧等請求書が提出されたときは、当該閲覧の諾否を決定し、提出資料閲覧等承諾通知書（第 2 号様式）、提出資料閲覧等一部承諾通知書（第 3 号様式）又は提出資料閲覧等拒否通知書（第 4 号様式）により、当該閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。

3 審査会は、第 1 項の規定による求めに応じる場合において、閲覧を求められた意見書又は資料に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

4 条例第 35 条第 3 項に規定する複写に要する費用の額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	交付の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	用紙に出力したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円

備考

- 1 用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
 - 2 日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。
- 第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

提出資料閲覧等請求書

年 月 日

四日市港管理組合情報公開審査会会長 宛て

（〒 ー ）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先（法人その他の団体にあつては担当者の氏名及び連絡先）

電話番号

ファクシミリ番号

四日市港管理組合情報公開条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり四日市港管理組合情報公開審査会への提出資料の閲覧・複写を求めます。

意見書の名称又は資料の名称等	
閲覧等の方法 〔1又は2のいずれか一方の□に、レ印を付してください。〕	1 <input type="checkbox"/> 閲覧(視聴)を希望〔閲覧(視聴)後、必要な部分の写しの交付も含む。〕 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付を希望〔 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付〕

以下の欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

第 1 号様式の次に次の 3 様式を加える。

第 2 号様式（第 6 条関係）

提出資料閲覧等承諾通知書

第 年 月 日 号

様

四日市港管理組合情報公開審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合情報公開条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
閲覧等を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部 課(室) 担当者 [電話番号]
備考	

注1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。
実施する日時を改めて指定します。

2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第 3 号様式 (第 6 条関係)

提出資料閲覧等一部承諾通知書

第 号
年 月 日

様

四日市港管理組合情報公開審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合情報公開条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は資料の名称等	
承諾しないこととした部分	
承諾しない理由	
閲覧等を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部 課 (室) 担当者 [電話番号]
備考	

注1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する別の日時を改めて指定します。

2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第 4 号様式 (第 6 条関係)

提出資料閲覧等拒否通知書

第 年 月 日

様

四日市港管理組合情報公開審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合情報公開条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり拒否することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
承諾しない理由	
事務担当	部 課(室) 担当者 [電話番号]
備考	

(四日市港管理組合個人情報保護審査会規則の一部改正)

第 4 条 四日市港管理組合個人情報保護審査会規則（平成 21 年四日市港管理組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 4 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に改め、「利用停止等決定等」の次に「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為」を加える。

第 5 条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「不服申立人、」を「審査請求人、」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(審査会への提出書類の閲覧等)

第 6 条 条例第 54 条第 1 項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めようとする者は、提出資料閲覧等請求書（第 1 号様式）を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により提出資料閲覧等請求書が提出されたときは、当該閲覧の諾否を決定し、提出資料閲覧等承諾通知書（第 2 号様式）、提出資料閲覧等一部承諾通知書（第 3 号様式）又は提出資料閲覧等拒否通知書（第 4 号様式）により、当該閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。

3 審査会は、第 1 項の規定による求めに応じる場合において、閲覧を求められた意見書又は資料に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

4 条例第 54 条第 3 項に規定する複写に要する費用の額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分	交付の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	用紙に出力したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円

備考

- 1 用紙の両面を使用するときは、片面を一枚として費用の額を算定する。
- 2 日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさに換算した枚数分の費用の額とする。

別表の次に次の4様式を加える。

第 1 号様式（第 6 条関係）

提出資料閲覧等請求書

年 月 日

四日市港管理組合個人情報保護審査会会長 宛て

（〒 ー ）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては事務所等の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先（法人その他の団体にあつては担当者の氏名及び連絡先）

電話番号

ファクシミリ番号

四日市港管理組合個人情報保護条例第54条第1項の規定に基づき、次のとおり四日市港管理組合個人情報保護審査会への提出資料の閲覧・複写を求めます。

意見書の名称又は資料の名称等	
閲覧等の方法 〔1又は2のいずれか一方の□に、レ印を付してください。〕	1 <input type="checkbox"/> 閲覧(視聴)を希望〔閲覧(視聴)後、必要な部分の写しの交付も含む。〕 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付を希望〔 <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付〕

以下の欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

第 2 号様式（第 6 条関係）

提出資料閲覧等承諾通知書

第 年 月 日 号

様

四日市港管理組合個人情報保護審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合個人情報保護条例第54条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
閲覧等を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部 課(室) 担当者 〔電話番号 〕
備考	

注1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する日時を改めて指定します。

2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第 3 号様式 (第 6 条関係)

提出資料閲覧等一部承諾通知書

第 号
年 月 日

様

四日市港管理組合個人情報保護審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合個人情報保護条例第54条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は資料の名称等	
承諾しないこととした部分	
承諾しない理由	
閲覧等を実施する日時	年 月 日 () 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部 課(室) 担当者 [電話番号]
備考	

注1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する別の日時を改めて指定します。

2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第 4 号様式（第 6 条関係）

提出資料閲覧等拒否通知書

第 年 月 日

様

四日市港管理組合個人情報保護審査会会長

印

年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合個人情報保護条例第54条第1項の規定に基づき、次のとおり拒否することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
承諾しない理由	
事務担当	部 課（室） 担当者 〔電話番号〕
備考	

(四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第 5 条 四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則（平成 21 年四日市港管理組合規則

第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 1 号様式及び第 1 号様式の 2 中「あて」を「宛て」に改める。

第 2 号様式及び第 3 号様式中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「第 39 条第 2 項」を「第 39 条第 3 項」に改める。

第 4 号様式から第 6 号様式までの様式中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第 10 号様式中「あて」を「宛て」に改める。

第 11 号様式中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第 12 号様式及び第 12 号様式の 2 中「あて」を「宛て」に改める。

第 13 号様式から第 15 号様式までの様式中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第 18 号様式及び第 18 号様式の 2 中「あて」を「宛て」に改める。

第 19 号様式から第 21 号様式までの様式中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第 24 号様式及び第 25 号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請等に係る行政庁の不作为に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 28 年 3 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第 5 号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 地域手当に関する規則（平成 21 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「100 分の 7」を「100 分の 9」に改める。

第 2 条 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び附則別表を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 28 年 3 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第 6 号

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港ポートビル条例施行規則（平成 11 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「、中学校及び」を「及び中学校並びにこれらに準ずる学校等が行う教育活動に参加する児童及び生徒の引率者並びに三重県に所在する学校教育法に規定する」に、「並びにこれらに」を「及びこれに」に、「児童及び生徒並びに」を「生徒及び」

に改め、同条第 3 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 団体を構成する総人員（入場料を納付しない者を除く。）が 20 人以上の団体で入場する場合 有料で入場する者 1 人につき 60 円

別表第 2（第 3 条関係）を次のように改める。

施設名	利用時間	入場時間
展望展示室	午前 10 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日にあつては、午前 10 時から午後 9 時まで）	午前 10 時から午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日及び祝日にあつては、午前 10 時から午後 8 時 30 分まで）

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
